

含有化学物質管理基準書

ver. 1.0

1. 目的

本基準書では、別に定めた「グリーン調達ガイドライン（製品・副資材）」において適用される製品及び副資材に含有する化学物質の管理基準について示しております。

2. 適用範囲

- (1) 仕入先様から販売を目的に調達する製品及び附属品（付加されている副資材を含む）
- (2) アウトソース先様においてリョーサン菱洋グループが販売する製品に付加される副資材
※製品（副資材も含む）の特性、用途、仕向地等により顧客基準や納入国の法規制を優先する場合があります。

3. 管理対象となる化学物質

当社が管理対象に定める化学物質は、「IEC62474*にて定められた物質」と「その他物質」に分類します。ただし、顧客基準を優先いたします。

※IEC62474：国際電気標準会議（IEC）が発行している国際規格。

電気電子機器製品に関する含有化学物質の情報伝達についての規定。

(1) IEC62474 にて定められた物質

IEC62474 にて定められた物質の含有有無を把握し、要求があった場合に報告すること。

対象物質は IEC62474 のデータベース（Declarable Substances）に記載されています。

Declarable Substances は下記 URL をご確認ください。

<http://std.iec.ch/iec62474>

各物質の管理レベル（禁止または管理、用途、閾値等）は該当する法規制に準拠すること。

※「欧州 RoHS 指令（2011/65/EU+EU 2015/863）」に規定されている物質に関しては、適用除外項目で規定されている用途での使用は可能とします。

※ 仕入先様にて製品に付加する副資材に関しては、EU 包装材指令(94/62/EC)に準拠すること。
（カドミウム、鉛、六価クロム、水銀の総量が 100ppm を超える含有禁止）

(2) その他の物質

上記以外で各規制や顧客にて定められている物質を対象とし、下表の管理内容に従った運用をお願い致します。

表 1 その他物質リスト

No	物質群	管理対象	管理内容	参照法令
1	赤リン	樹脂中の難燃剤用途	顧客要求に従う（禁止または含有管理）	顧客要求
2	EU REACH 規則 SVHC*	成型品	成型品中に 1000ppm を超える場合、含有量を報告	EU REACH 規則

※最新の REACH SVHC 対象物質は下記 URL よりご確認ください。

<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

5. 制定・改訂履歴

日付 版 改訂内容 作成 承認

2026 年 4 月 1 日 NT12-V01 初版制定 嶋津 忠明（作成） 高岸 裕之（承認）

参考資料：IEC62474 にて定められた物質の例

物質群
アスベスト類
一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料
ポリ塩化ビフェニル (PCB) 類および特定代替品
ポリ塩化ターフェニル (PCT)類
ジブチルスズ化合物
ジオクチルスズ化合物
ポリ塩化ナフタレン
カドミウムおよびその化合物
鉛およびその化合物
六価クロム化合物
水銀とその化合物
特定臭素系難燃剤 (PBB、PBDE)
ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)
臭素系難燃剤 (PBB、PBDE、HBCDD 以外)
塩素系難燃剤
短鎖型塩化パラフィン (C10-13)
フッ素系温室効果ガス (PFC、SF6、HFC)
オゾン層破壊物質 (CFC、Halon、HBFC、HCFC 等)
フタル酸エステル類 (BBP、DBP、DEHP、DIDP、DINP、DNOP)
過塩素酸塩
放射性物質
三置換有機スズ化合物
アルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維
ジルコニアアルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維
パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩およびエステル
パーフルオロノナン-1-酸とそのナトリウム塩及びアンモニウム塩
メチルヘキサヒドロフタル酸無水物
四ホウ酸二ナトリウム無水物
4-ノニルフェノール、分岐及び直鎖のエトキシレート

※上記は一例です。詳細は IEC62474 のデータベース (<http://std.iec.ch/iec62474>) をご確認ください。